

2024.4.17

令和6年4月17日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和4年(ワ)第4632号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年11月29日

判 決

原 告	北 村 紗 衣
同訴訟代理人弁護士	神 原 元 燕
同	宋 太 啓 子
同	太 太 伊 早 子
同	藤 塚 雄 大
同	谷 村 紀 代 子
同	水 田 公 章
同	端 野 真

被 告	神 田 知 宏
同訴訟代理人弁護士	主 文

- 1 被告は、原告に対し、220万円及びこれに対する令和5年2月25日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを3分し、その1を原告の、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、330万円及びこれに対する令和5年2月25日から

支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告のSNSへの投稿により名誉権及び名誉感情を侵害された旨主張して、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、330万円及びこれに対する最終不法行為日である令和5年2月25日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

証拠(枝番のあるものについては特記なき限り全ての枝番を含む。以下同じ。)等を掲記していない事実は、当事者間に争いがない事実、当裁判所に顕著な事実及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実である。

(1) 当事者等

原告は、女性であり、武藏大学人文学部の教授を務めており、シェイクスピア研究及びフェミニズム批評を専門としている(甲85)。原告は、インターネット上の短文投稿サイトである「Twitter」(現在のX。以下「ツイッター」という。)において、「saeboou」というアカウントを管理している。

被告は、男性であり、平成30年4月から令和4年頃まで甲南大学共通教育センター非常勤講師を務めており、近現代フランス哲学や日本哲学を専門としている(甲15、17、48)。

(2) ツイッターの機能等

ツイッターにおいては、一度に投稿できる文字数が140字以内に制限されている(以下、ツイッターにおける投稿を「ツイート」ということがある。)。

リツイートとは、他者の投稿を自身の投稿として再投稿することをいう。

また、引用リツイートとは、他者の投稿を引用した上で、自身のメッセージを付して投稿することをいう(以下、引用リツイートでないリツイートを「単

純リツイート」という。）。

ブロックとは、特定のアカウントとの間におけるツイッター上でのやり取りを遮断する機能であり、ブロックされたアカウントの利用者は、相手の投稿を閲覧したり、相手にメッセージを送ったりすることができなくなる。先行ブロックとは、特定のアカウントからの返信等がされる前に、当該アカウントを先行してブロックすることをいう。

フォローとは、特定のアカウントのツイートを自身のツイッターアカウント上に継続的に表示させることをいい、特定のアカウントをフォローしている人物のことをフォロワーという。また、鍵付きアカウントとは、ツイートを閲覧可能な者がフォロワーに限られているアカウントのことをいう。

(3) 呉座勇一（以下「吳座」という。）による投稿及び同人に対する処分等

吳座は、国際日本文化研究センターの助教授であったところ、平成30年頃から令和2年頃にかけて、原告を明示又は暗示に非難するツイートを繰り返していた（甲19、32）。

吳座は、令和3年1月12日、国際日本文化研究センターの運営主体から、同年10月に定年制の資格を付与して助教授から准教授に昇格させる旨の決定を受けた。しかし、吳座は、同年8月、前記ツイートにつきSNS上における不適切発言に及んだという理由によって、前記決定を取り消す旨の通知を受けた（以下、前記決定の取消しを「本件処分」という。）。（甲21）

(4) オープンレターの公表

原告を含む複数の研究者や出版関係者らは、令和3年4月4日、吳座の前記ツイートをめぐる問題の背景にある仕組みを考察し、同様の問題が繰り返されないよう行動することを広く研究・メディア等に関わる人々に呼びかけることを目的に掲げて、「オープンレター 女性差別的な文化を脱するために」と題する文書（以下「本件オープンレター」という。）を公表した。その内容は、別紙1のとおりである。（甲20）

(5) 被告によるツイッター上の投稿

被告は、別紙2投稿記事目録記載の各日時に、同別紙の投稿文言欄のとおりツイートした（以下、同別紙記載の各投稿を、同別紙記載の番号に応じて「本件投稿①」などといい、同別紙記載の各投稿を総称して「本件各投稿」という。）。本件各投稿のうち、本件投稿⑧及び⑨には、同別紙の添付画像欄記載のとおりの画像が添付されていたところ、本件投稿⑧の添付画像は別紙3、本件投稿⑨の添付画像は別紙4のとおりである。また、本件各投稿のうち、本件投稿①、④及び⑪は引用リツイートであり、本件投稿③及び⑩は単純リツイートである。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 争点1（本件投稿①に係る不法行為の成否）について

（原告の主張）

本件投稿①につき、名誉毀損の不法行為が成立する。

ア 摘示事実について

本件投稿①は、原告が、呉座との和解成立後、本件オープンレターの発起人として、これを公表した旨の事実（以下「本件摘示事実」という。）を摘示するものである。そして、本件摘示事実は、原告が、呉座との和解後に紛争を蒸し返し、呉座を窮地へ追い詰める不誠実で理不尽な人物である旨の印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

イ 違法性阻却等について

名誉毀損に係る違法性が阻却されるのは、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合において、摘示事実又は前提事実の重要な部分が真実であること（以下「真実性」という。）が証明されたときに限られる。また、名誉毀損に係る故意又は過失が否定されるのは、上記場合において、摘示事実又は前提事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由（以下「真実相当性」という。）

があるときに限られる。

本件投稿①についてみると、本件投稿①の趣旨は、本件処分につき原告に責任があるというものである。そして、本件オープンレターの公表時期が原告と呉座との和解後であるという事実は、原告の有責性の理由であるとともに、その態様が悪質であり、その責任非難の程度が高いことを強調する事情もあるから、本件投稿①の重要な部分となっている。しかるに、本件オープンレターの公表は令和3年4月4日であり、原告と呉座との和解は同年7月16日であるから、前記重要な部分は真実でない。また、前記重要な部分に係る真実相当性が認められるのは、確実な資料根拠に基づいて前記重要な部分を真実と信じた場合に限られるところ、本件投稿①の時点で原告と呉座との和解が成立していたことをうかがわせる事実はなく、本件は前記場合に当たらない。

(被告の主張)

ア 摘示事実について

本件投稿①は、原告を二次被害者とする玉井克哉（以下「玉井」という。）のツイートへの引用リツイートであることや、「いや、」という文言で始まっていることに鑑みれば、原告は被害者ではなく、本件オープンレターの発起人の一人であって加害者である旨の事実摘示である。そして、原告において本件オープンレターの公表という社会的影響を及ぼす活動に携わった以上、上記事実摘示によって、受忍限度を超える原告の社会的評価の低下は生じない。仮に、本件投稿①が本件摘示事実を摘示するものであったとしても、本件摘示事実は、本件オープンレターに係る活動の是非を問題とするものにすぎず、受忍限度を超える原告の社会的評価の低下は生じない。

イ 違法性阻却等について

本件オープンレターに関する話題は公衆の关心事として公共の利害に関

する事実に当たり、そうである以上、公益目的も推認される。さらに、真実性立証の対象となる重要な部分は、本件オープンレターの公表時期が原告と呉座との和解後であるという事実ではなく、原告が本件オープンレターの発起人の一人であるという事実であり、同事実は真実である。したがって、本件投稿①による社会的評価の低下があっても、その違法性は阻却される。仮に、前記重要な部分が原告主張のとおりであったとしても、呉座は、令和3年3月20日に原告に謝罪して和解しているのであるから（乙61）、本件オープンレターの公表時期が和解後であることにつき、真実性又は真実相当性が認められる。

（2）争点2（本件投稿②に係る不法行為の成否）について

（原告の主張）

本件投稿②につき、名誉毀損及び名誉感情侵害の不法行為が成立する。

ア 名誉毀損の不法行為について

（ア） 摘示事実及び論評について

本件投稿②の前段部分「和解した癖に正義ヅラして怨恨晴らそうとオープンレター出しといで」は、本件摘示事実を摘示するものであり、本件投稿①と同様に原告の社会的評価を低下させる。

また、本件投稿②の後段部分「色々と叩かれたら（中略）思わんのか？」は、本件摘示事実を前提として、原告は加害者でありながら批判されると被害者のように振る舞っており、こうした振舞いは恥ずかしいものである旨論評するものである。当該論評は、原告が加害者でありながら批判されると一転して被害者のように振る舞う偽善的な人物である旨の印象を与え、この点でも原告の社会的評価を低下させる。

（イ） 違法性阻却等について

本件投稿②は、その表現態様等に照らし、公益目的が認められない。

また、本件摘示事実が本件投稿②の重要な部分であることや、これにつ

いて真実性及び真実相当性がないことは、本件投稿①と同様である。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

本件投稿②は、原告は和解したにもかかわらず本件オープンレターによって呉座を攻撃した上、これを批判されると一転被害者のように振る舞う偽善的人物であるとして原告の人格を非難し、原告を揶揄、罵倒するものであり、社会通念上許される限度を超えた侮辱として、原告の名誉感情を違法に侵害するものである。

(被告の主張)

ア 名誉毀損の不法行為について

(ア) 摘示事実及び論評について

原告は、本件投稿②を細分化し、事実摘示及び論評の双方が含まれる旨主張するが、本件投稿②は一つの文章であり、これを細分化して部分ごとに評価することは許されない。

そして、本件投稿②は、和解後に本件オープンレターを公表しておきながら、批判されるや被害者のように振る舞うのは恥ずかしいことである旨指摘するものである。当該指摘は、被告の感想にとどまるものであることや、原告が評価の対象となる活動をしていることなどに鑑みれば、受容限度を超えて原告の社会的評価を低下させるものではない。

(イ) 違法性阻却等について

本件オープンレターに関する話題は公衆の関心事として公共の利害に関する事実に当たり、そうである以上、公益目的も推認される。さらに、被告が原告の対応を恥ずかしいことであると考えたのは、原告が本件オープンレターを公表しておきながら批判されるや被害者のように振る舞ったからであり、前提事実の重要な部分は真実である。さらに、本件投稿②は、さほど不穏な表現を用いるものではなく、原告に対する人身攻撃に及んでいない。したがって、本件投稿②による社会的評価の低下

があっても、その違法性は阻却される。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

名誉感情とは、品性、徳行、名声、信用等の人格的評価に対する主觀的評価であるところ、本件投稿②は、前記人格的評価に言及するものではない。また、名誉感情侵害による不法行為は、誰であっても名誉感情を害されることになるような、看過し難い、明確かつ程度の甚だしい侵害（以下「甚だしい侵害」という。）がある場合に限り成立するところ、本件投稿②は、表現態様は多少悪いかもしれないが、甚だしい侵害に当たるものではない。

(3) 爭点3（本件投稿③に係る不法行為の成否）について

(原告の主張)

本件投稿③につき、名誉毀損及び名誉感情侵害の不法行為が成立する。

本件投稿③は、被告のツイートに同調して行われた池田信夫（以下「池田」という。）の引用リツイートを、単純リツイートしたものである。そして、前記単純リツイートにより前記引用リツイートに係る表現の意味内容が変容したと解釈される特段の事情はないから、被告は、自ら本件投稿③のとおりの表現を行ったものといえる。

ア 名誉毀損の不法行為について

(ア) 摘示事実及び論評について

本件投稿③は、本件摘示事実を摘示するものであり、本件投稿①と同様に原告の社会的評価を低下させる。

また、本件投稿③は、本件摘示事実を前提として、これは原告による和解契約違反であり、そのような契約違反をした原告の性格は異常である旨論評するものであるところ、当該論評は原告の人格を貶めるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

(イ) 違法性阻却等について

本件投稿③は、原告を異常性格であるなどと誹謗中傷し、原告に対する反感や敵意を表出するものであって、公益目的が認められない。また、本件掲示事実が本件投稿②の重要な部分であることや、これについて真実性及び真実相当性がないことは、本件投稿①と同様である。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

本件投稿③は、原告が大したことのない出来事を大仰に捉える被害妄想的でヒステリックな人物であり、呉座に対し、学者にとって死刑に等しい学会からの追放を企図する危険な人物であるなどと述べるものである。このような本件投稿③の内容は、フェミニズム批評家として女性はヒステリックという差別を是正すべく積極的に活動してきた原告の自尊心等を大きく損なうものであり、社会通念上許される限度を超える侮辱行為によって原告の名誉感情を違法に侵害するものである。

(被告の主張)

ア 名誉毀損の不法行為について

(ア) 掲示事実及び論評について

本件投稿③は、本件オープンレターをめぐる問題は二次加害ではなく原告自身の行為の帰結である旨の事実掲示又は論評である。そして、原告が本件オープンレターの公表という評価の対象となる活動をしていることや、池田のツイートが速やかに削除された結果として本件投稿③も自動的に削除されたことなどに鑑みれば、本件投稿③による受忍限度を超える社会的評価の低下はない。

(イ) 違法性阻却等について

本件オープンレターに関する話題は公衆の関心事として公共の利害に関する事実に当たり、そうである以上公益目的も推認される。そして、被告が本件オープンレターをめぐる問題を二次加害ではないと考えたのは、原告が本件オープンレターを公表したからであり、前提事実の重

要な部分は真実である。さらに、本件投稿③は表現方法も穏当であり、人身攻撃に及んでいない。したがって、本件投稿③による社会的評価の低下があっても、その違法性は阻却される。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

名誉感情侵害は、名誉権侵害と異なり、同感情の主体である被侵害者個人の内心の問題である。したがって、名誉感情侵害とされる表現を含むツイートが拡散して同表現に接する者が増加することによって侵害の程度が高まるのではない。そして、本件投稿③は、被告による単純リツイートによるものであるところ、単純リツイートは、元ツイートを拡散するにとどまるものであるから、原告の名誉感情を侵害することはない。加えて、本件投稿③は、原告の見ていないところで行われており、この点からも、原告の名誉感情を侵害することはないものといえる。

また、「異常」とは、普通ではなく常軌を逸していることを表す言葉であり、人格攻撃の意味を持たない。また、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、呉座が令和3年3月20日に原告に謝罪したことをもつて両者が和解したと理解されるところ、原告が和解に反し本件オーブシャターを公表したことは真実である。したがって、「異常性格」や「和解違反」との表現は、甚だしい侵害に当たらず、名誉感情侵害と評価し得ない。

(4) 争点4（本件投稿④に係る不法行為の成否）について

(原告の主張)

本件投稿④につき、名誉毀損及び名誉感情侵害の不法行為が成立する。

ア 名誉毀損の不法行為について

(ア) 論評について

本件投稿④は、原告に対する論評として、機嫌を取りへつらう者に認められるためだけに活動するなど、度を越して承認欲求の強い人物であるのに、人文系において不当に高く評価されており、それは根深い問題

である旨論評するものである。また、前記論評は、被告が本件投稿④の直後に同旨のツイートをしていることからも、意味内容が補強される。そして、前記論評は、原告につき、過度に自己満足的で程度の低い学者であるのに、人文系という狭い業界において不当に高い評価を受けているだけである旨の印象を与えるものである。また、被告は、人文系の学者として、自身の精通する人文系の内部事情を根拠に前記論評をしたかのような表現をとっており、前記論評には、被告の単なる感想にとどまらない信用性が付与されている。以上によれば、前記論評は原告の社会的評価を低下させる。

(イ) 違法性阻却等について

本件投稿④及びその直後のツイートは、格別の必要もないのに原告を誹謗中傷するものであり、公益目的はない上、真実性検討の対象となる前提事実も存在せず、さらに、取り巻きに承認されたいだけの欲求の塊であるといった蔑視的表現を用いるなど論評としての域も逸脱しており、違法性阻却等の事由はない。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

本件投稿④及びその直後のツイートは、原告に対し、「ただ取り巻きに承認されたい欲求の塊」であるとか、「あんなのを持ち上げてたら人文系自体が纏めて世の中から捨てられる」などと、侮蔑性の強い表現を執拗に繰り返して一方的に中傷するものであり、原告の名誉感情を違法に侵害するものである。

(被告の主張)

ア 名誉毀損の不法行為について

(ア) 論評について

本件投稿④は、原告はきちんとした業績も売れている一般書もあるが承認欲求が強い旨や、原告のように容姿が地味でフェミスターな人は人

文科学系ではちやほやされる旨を指摘するものである。そして、原告は社会に影響を与える活動をしており、その活動内容や人物像に関する評価をある程度受容すべき立場にある。また、本件投稿④は、被告の主観的感想であることが文面上明らかであり、社会的評価を簡単に低下させるものではない上、承認欲求が強い人はいくらでもいることなどに鑑みても、受容限度を超えて原告の社会的評価を低下させるものではない。

(イ) 違法性阻却等について

原告は社会に影響を与える活動をしているのであるから、原告の人間性に関する話題は公衆の関心事として公共の利害に関する事実に当たり、そうである以上公益目的も推認される。さらに、原告は、人に承認されたいのは皆同じであるなどと投稿しており、承認欲求が強いとする感想の前提事実は真実である。以上のほか、本件投稿④は一般的な表現を用いたものであり人身攻撃に及んでいないことも踏まえれば、仮にこれによる社会的評価の低下があっても、その違法性は阻却される。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

承認欲求が強いことは人間一般にみられる特徴であるから、承認欲求が強い旨の指摘は、甚だしい侵害には当たらない。

(5) 争点5（本件投稿⑤に係る不法行為の成否）について

(原告の主張)

本件投稿⑤につき、名誉毀損及び名誉感情侵害の不法行為が成立する。

ア 名誉毀損の不法行為について

(ア) 論評について

本件投稿⑤は、原告は精神に異常を来たした人物であり、本来は「肅学」すなわち学界から肅清、排除されるほど強く批判されるべきであるが、実際には人文学系の分野において不当に高い評価を受けている旨論評するものである。当該論評は、肅学されるべきであるなどとして原告の

精神異常の著しさを強調した上、原告に対する高い評価を不当とするものであり、原告の社会的評価を低下させる。

(イ) 違法性阻却等について

本件投稿⑤は、格別の必要もないのに原告を誹謗中傷するものであり、公益目的によるものではない上、真実性検討の対象となる前提事実も存在せず、さらに、「気が狂った」といった蔑視的表現を用いるなど論評としての域も逸脱しており、違法性阻却等の事由はない。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

本件投稿⑤は、「気が狂った」などという侮辱的表現によるものであることや、原告を執拗に誹謗中傷するものであることなどに照らし、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を違法に侵害するものである。

(被告の主張)

ア 名誉毀損の不法行為について

(ア) 論評について

本件投稿⑤のうち原告に関する部分は、原告に対しては業界として批判が必要であるが業界は対応しないだろうという意見を述べるものであるところ、当該意見は被告の感想にすぎない。また、「気が狂った」との表現も、どのような具合に精神異常を来しているのかにつき具体的指摘がない上、文意としても原告の精神異常を指摘することに主眼はない。したがって、本件投稿⑤は、受忍限度を超えて原告の社会的評価を低下させるものではない。

(イ) 違法性阻却等について

原告は社会に影響を与える活動をしているのであるから、原告の人間性に関する話題は公衆の関心事として公共の利害に関する事実に当たり、そうである以上公益目的も推認される。そして、被告は、原告が令和元年10月に日本赤十字社の献血ポスターの図柄につきポリティカル

コレクトネスを強調する内容のツイートをして批判された事実を前提として前記(ア)の意見を述べたものであり、意見論評の前提事実は真実である。「気が狂った連中」という表現も、ポリティカルコレクトネスを過度に強調する者の意味で使用しており、人身攻撃に及ぶものではない。

以上の諸点等に鑑みれば、仮に本件投稿⑥により原告の社会的評価が低下するとしても、その違法性は阻却される。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

「気が狂った連中」という表現はポリティカルコレクトネスを過度に強調する者に対する不快感を表すものであり、原告が精神異常を来している旨を指摘するものではなく、甚だしい侵害には当たらない。

(6) 争点6（本件投稿⑥に係る不法行為の成否）について

(原告の主張)

本件投稿⑥につき、名誉毀損及び名誉感情侵害の不法行為が成立する。

ア 名誉毀損の不法行為について

(ア) 論評について

本件投稿⑥は、原告の思考方法は強固に他罰的であるところ、その思考のゆがみは異常であり、原告によるシェイクスピア研究は一見まともそうではあるものの、実際にはその考察結果は異常である可能性が高い旨論評するものである。

同論評は、原告の考察は思考方法に強いゆがみが生じた人物による異様なものにすぎないと印象を与えるものであり、原告の研究に対する評価を低下させ、同評価に依存する原告の研究者としての社会的評価も低下させる。また、本件投稿⑥は、原告の人格が狂っている旨指摘するものであり、原告の人格に対する客観的評価も低下させる。

(イ) 違法性阻却等について

本件投稿⑥は、格別な根拠も示さず原告を誹謗中傷するものであり、

公益目的によるものではない上、真実性検討の対象となる前提事実も存在せず、さらに、狂っている旨の蔑視的表現を本件投稿⑤に続き執拗に繰り返すなど論評としての域も逸脱しており、違法性阻却等の事由はない。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

本件投稿⑥は、気が狂ったなどという侮辱的表現によるものであることや、本件投稿⑤と同様の表現を用いて原告を執拗に誹謗中傷するものであることなどに照らし、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を違法に侵害するものである。

(被告の主張)

ア 名誉毀損の不法行為について

(ア) 社会的評価の低下について

本件投稿⑥は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告のシェイクスピア受容史研究は良い研究のようにも思えるが、原告が他罰性に傾倒しているため、その研究には問題がありそうである旨の指摘と読み取れるものである。当該指摘は、被告の感想にすぎず、原告に対する社会的評価を低下させるものではない。

(イ) 違法性阻却等について

原告は社会に影響を与える活動をしているから、前記(ア)の指摘は公共の利害に関するものであり、公益目的も認められる。そして、前記論評は、原告が、責任感のある女性には男性の破壊以外にやることがないなどとする「男性皆殺し協会マニフェスト」なるものを紹介していた事実等を前提としており、前提事実は真実である。したがって、仮に本件投稿⑥により原告の社会的評価が低下するとしても、その違法性は阻却される。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

本件投稿⑥の「ミサンドリーという名のミソジニー」は、原告の人格に対する評価を加えるものではない。「他罰性にハマリ切って狂って」いる旨の表現は、原告が「男性皆殺し協会マニフェスト」なるものの紹介記事を投稿するなどしていた事実を踏まえて行われたものであり、甚だしい侵害には当たらない。

(7) 争点7（本件投稿⑦に係る不法行為の成否）について

（原告の主張）

本件投稿⑦につき、名誉毀損及び名誉感情侵害の不法行為が成立する。

ア 名誉毀損の不法行為について

（ア）社会的評価の低下について

本件投稿⑦は、原告が学界及び社会にとって忌み嫌われる有害な排せつ物のような学者である旨論評するものである。当該論評は、「うんこ学者」という強い侮蔑表現を用いて行われているところ、一般読者をして、原告は通常使わない表現を用いて公然と罵倒されるほど最低評価の学者であるとの印象を抱かせるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

（イ）違法性阻却等について

本件投稿⑦は、格別の必要もないのに原告を誹謗中傷するものであり、公益目的によるものではない上、真実性検討の対象となる前提事実も存在せず、さらに、蔑視的表現を用いるなど論評としての域も逸脱しており、違法性阻却等の事由はない。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

本件投稿⑦は、うんこ学者などという侮辱的表現によるものであることや、原告を執拗かつ一方的に誹謗中傷することなどに照らし、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を違法に侵害するものである。

(被告の主張)

ア 名誉毀損の不法行為について

(ア) 社会的評価の低下について

本件投稿⑦は、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすると、原告など「こいつクソやなと思う」学者の本を読む会を開催したい旨の希望が表明されたものと読むことができ、「うんこ学者」は「こいつクソやなと思う」に対応するものと理解できる。これは被告の感想にすぎず、「こいつクソやな」や「うんこ学者」などと書かれたところで原告が「クソ」や「うんこ」である旨の客観的評価は生じない。

(イ) 違法性阻却等について

原告は社会に影響を与える活動をしており、原告の人間性に関する話題は公衆の関心事として公共の利害に関する事実に当たり、公益目的も認められる。そして、被告は、原告が令和元年10月に日本赤十字社の献血ポスターの図柄につき民間広告に対するポリティカルコレクトネスを強調した事実を前提として「こいつクソやな」との感想を抱いたのであり、論評の前提事実は真実であるし、「こいつクソやな」は強い不快感を表明したものにすぎず、「うんこ学者」も「こいつクソやな」と思う学者を一語で表すものであり、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものともいえないから、仮に本件投稿⑦により原告の社会的評価が低下するとしても、その違法性は阻却される。

イ 名誉感情侵害の不法行為について

既述の諸点に鑑みれば、「こいつクソやな」や「うんこ学者」は、甚だしい侵害には当たらない。

(8) 争点8（本件投稿⑧に係る不法行為の成否）について

本件投稿⑧につき、名誉感情侵害の不法行為が成立する。

(原告の主張)

本件投稿⑧は、原告への強い敵意を表明するとともに、性暴力を示唆するしぐさをもって原告の学問的成果を侮辱し、原告の羞恥心をも害するものであり、原告の名誉感情を違法に侵害するものである。

(被告の主張)

中指を立てる行為は、日本においては、外国人のジェスチャーをまねした冗談の一種と捉えられるものである。また、本件投稿⑧は、原告の著作に対する評価であり、原告の人格に対する評価ではない。

加えて、原告は、被告に対して誹謗中傷をやめるように求める趣旨の内容証明郵便を、被告が非常勤講師を務める甲南大学へ送付し、そのために、被告は、翌年度以降の同大学との契約を不更新とされるなどした。被告は、原告による上記内容証明郵便の送付に対する抗議の表明として本件投稿⑧を行った。この事実も踏まえれば、本件投稿⑧は、甚だしい侵害には当たらない。

(9) 争点9（本件投稿⑨に係る不法行為の成否）について

本件投稿⑨につき、名誉感情侵害の不法行為が成立する。

(原告の主張)

本件投稿⑨は、原告に対し、本来は死ぬべき恥ずかしい人間である旨嘲笑するものであり、強度の侮蔑的表現に当たるところ、被告が原告を執拗に侮辱していることなども踏まえれば、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為として、原告の名誉感情を違法に侵害するものである。

(被告の主張)

本件投稿⑨は、本件投稿②に対する引用リツイートを単純リツイートしたものであるところ、本件投稿⑨のうち「卑怯者が！生きてて恥ずかしくないのかよ！」という部分は、本件投稿②にいう「お嬢様気分でいやがるの、端的に恥ずかしいと思わんのか？」に合うイメージ画像として、前記引用リツイートをした者が選んだものである。したがって、前記部分は、本件投稿②と同じく、和解後に本件オープンレターを公表しておきながら批判されるや

被害者のように振る舞うのは恥ずかしいことである旨の感想を示すものにすぎない。以上のほか、「生きてて恥ずかしくないのかよ！」との表現は日常生活でも普通に用いられる曖昧な表現であることなども踏まえれば、本件投稿⑨は、甚だしい侵害には当たらない。

(10) 争点 10 (本件投稿⑩及び⑪に係る不法行為の成否)について

本件投稿⑩及び⑪につき、名誉毀損の不法行為が成立する。

(原告の主張)

ア 社会的評価の低下について

本件投稿⑩及び⑪は、原告において、本件オープンレターで呉座を非難する際には「歴史修正主義」という用語を否定的意味に用いておきながら、その後、自身の関連する裁判を有利にする目的で、当該用語の解釈を価値中立的意味に変更した旨の事実を摘示するものである。当該事実は、原告は学術用語の意味を恣意的に変更する卑怯な人物であり、学者としての資質を欠く旨の印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

また、本件投稿⑩及び⑪は、前記事実を前提として、原告は学匪であり曲学阿世である旨論評するものである。そして、学匪とは学問や知識を用いて民心を惑わし社会に悪影響を及ぼす学者等を意味し、曲学阿世とは真理を曲げて世の人の気に入るような説を唱えることを意味するから、前記論評は原告の社会的評価を低下させる。

イ 違法性阻却等について

そもそも、原告は、本件オープンレター公表の数年前から、「歴史修正主義」という用語に価値中立的意味がある旨言及していた。また、当該用語の意義に係る原告の論考は、当該用語が現在は否定的意味で用いられているものの、元々は価値中立的意味であった旨論ずるものである。本件オープンレターにおいて前記用語を否定的意味で用いることは、前記論考と何ら矛盾しておらず、原告が前記論考をもって前記用語の解釈を変更した

事実はない。さらに、呉座と本件オープンレター執筆者との訴訟は終始本件オープンレター執筆者側の有利に進行しており、裁判を有利にする目的で前記用語の解釈を変更する動機など存在しない。以上より、前記論評の前提事実は真実でなく、これに係る真実相当性もない。

(被告の主張)

ア 社会的評価の低下について

学者が用語の解釈を変更すること自体は、その社会的評価を低下させるものではなく、また、自身の関連する裁判が有利になるよう用語の解釈を変えることも、人間として合理的な行動であるから、本件投稿⑩及び⑪は原告の社会的評価を低下させるものではない。

イ 違法性阻却等について

原告は、本件オープンレターでは「歴史修正主義」という用語を否定的意味で用いており、その後に発売された著書では当該用語を価値中立的意味で用いているのであるから、原告が本件オープンレター公表後に当該用語の解釈を変更した事実は真実である。さらに、自身の関連する裁判を有利にする目的は、原告の主觀であって証拠による証明になじまず、論評に当たるところ、その前提事実は、原告において裁判が不利な状況にあると感じたことであり、真実である。したがって、仮に本件投稿⑩及び⑪により原告の社会的評価が低下しても、その違法性は阻却される。

(11) 争点 1 1 (損害額)について

(原告の主張)

名誉毀損等による損害額は、当該不法行為の内容及び影響力、被害者の職業及び経歴等を踏まえ、被害者が被った不利益の程度等の諸般の事情を総合的に判断して決すべきものである。

本件各投稿についてみると、原告への誹謗中傷を執拗に繰り返すものである上、その内容も悪質である。また、被告のツイッターは、令和4年2月2

日時点で1万3242人のフォロワーを抱えるなど拡散力が高く、実際に、本件各投稿には多数のリツイート及び引用リツイートがされるなどしている。

原告は、大学教授の地位にあり、ツイッターを利用して研究分野に関する見解を精力的に発していたところ、本件各投稿により、活動の場の一つであるツイッター上の立場を奪われた上、今なお誹謗中傷を受け続け、精神的に不安定となって大学を休むなど、教授としての職務遂行にも支障が生じている。以上のほか、被告が現在に至るまで謝罪も本件各投稿の撤回もせず、本件各投稿の拡散範囲が日々広がり続けていることや、本件各投稿は原告に対する悪感情を動機とするものであり、これを正当化する余地がないこと、当時の被告が甲南大学非常勤講師の地位にあり、その発言内容に一定の信頼が置かれる者であったこと、本件各投稿が被告による女性差別の思想に基づくものであること、被告が原告による訴訟提起対応へのカンパと称して450万円もの資金を集めたことなども踏まえれば、本件各投稿による慰謝料は300万円を下らず、これに弁護士費用30万円を加えた330万円が原告の損害となる。

(被告の主張)

特定の問題に関する主義主張をめぐっては、意見を述べる機会が増えてツイート数が増えることも自然であり、本件各投稿は、執拗などと評価すべきものではない。また、本件各投稿は被告個人のツイートにすぎず、新聞やテレビ等に比べて信頼性、影響力及び伝播性は低く、実際に、本件投稿②を除けばリツイート数は2桁しかなかった。さらに、ツイッターは、元々、個人の社会的評価を高め得る場であると同時に、社会的評価を低下させ得る場もあるから、ツイッターを利用して活動する以上、そこでの言論による社会的評価の低下は一定程度甘受すべきである。加えて、カンパは寄付者が自らの意思に従って贈与したものである上、投稿後に生じた事情であり、本件各

投稿の損害増額事由として考慮すべきものではないし、むしろ、その金額が多いことは、原告と戦うべきだと考えている人がそれだけ多く、原告への批判が正当であることを意味しており、原告の損害額が小さいことの根拠となるものである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件投稿①に係る不法行為の成否）について

(1) 本件投稿①に係る経緯

前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 呉座による謝罪のツイート等

吳座は、令和3年3月20日午前4時53分、前提事実(3)のとおり自身が原告を非難するツイートを繰り返してきたことにつき、「ツイッターにおける北村紗衣さんに対する一連の揶揄、誹謗中傷について深く反省し、お詫び申し上げます。謝罪の意思がなかったわけではなく、仲介者を通じて謝罪の意向を北村さんにお伝えしていたのですが北村さんからは「少し考え方させてほしい」と言われ、静観していました」などと投稿した（乙61）。

他方で、吳座は、同日頃、「ここで言われているような事例に倣えば、当該研究者のもとに女を派遣して状況を整え、セクハラで訴えて社会的に抹殺すれば、学説も潰せることになります。」とのツイート等を単純リツイートしていた。原告は、同日午後9時10分、当該単純リツイート画面のスクリーンショットを添付したツイートを引用リツイートして、「昨日、共通の知人を通して吳座先生より謝罪の申し出があったのですが、これは本当なのでしょうか...」と投稿した（甲34）。

イ 本件オープンレターの公表

原告を含む複数の研究者や出版関係者らは、令和3年4月4日、吳座が

原告を非難するツイートを繰り返してきたこと（前提事実③）を問題視して取り上げた本件オープンレターを公表した（前提事実④）。

ウ 原告・呉座間の合意書取交し

原告は、その後、代理人を通じて呉座と交渉を行い、令和3年7月16日、呉座との間で、和解に係る合意書を取り交わした（甲37）。

呉座は、同月19日、自身のブログにおいて、「私、呉座勇一は、（中略）Twitter上において、複数回にわたり、北村様の誹謗中傷を行ってしまいました。」、「私の上記行為を寛大な心で許して和解に応じてくださった北村様には心から感謝申し上げます。」などと記載した原告に対する謝罪文を掲載した（甲23）。

エ 呉座の提訴後、本件投稿①に至る経緯

呉座は、令和3年10月29日までに、国際日本文化研究センターの運営主体を被告とし、原告を非難するツイートにつきSNS上における不適切発言に及んだという理由によって助教授から准教授への昇格決定を取り消す旨の本件処分（前提事実③）の不当性を主張して、自身が無期雇用契約上の地位にあることの確認を求める訴訟を京都地方裁判所に提起した（甲21）。

被告は、同日、「これ、呉座さんが日文研に勝訴したら北村とオープンレターの発起人共、そして署名した連中はどうするつもりなんですかね？どんな顔して生きていくつもりなんですかね？やっぱりその手の「私の生きづらさ」系の人文系、要らないどころか社会にとって有害って思われても仕方ないですよね？？」とツイートした（甲38）。

玉井は、同年11月3日、被告の前記ツイートを引用リツイートして、「こうまとめるのはラフ過ぎる。北村さんという方は、呉座さんの言説の被害者なんですよ。両者のやり取りを私は承知していないが、自らの言説が不当だったことは、呉座さんも認めている。当事者間なら小さな問題で

済むものを周りが焚きつけたわけで、ここで再度標的にされたら、北村さんは二次被害者。」とツイートした（甲39）。

被告は、同日、玉井の前記ツイートを引用リツイートする形で本件投稿①を行った。

(2) 摘示事実の内容及び社会的評価の低下の有無

本件投稿①は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告が、呉座との和解成立後、本件処分の原因になったとされる本件オープンレターの発起人として、これを公表した旨の事実を摘示するものと認められる。そうすると、本件投稿①は、一般読者に対し、原告が、呉座と和解したにもかかわらず、その後、和解の趣旨に反して本件オープンレターを公表し、呉座を追い詰めた旨の印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

被告は、本件投稿①の冒頭の文言や本件投稿①が玉井のツイート（前記(1)エ）への引用リツイートであることを理由に、本件投稿①につき、原告は被害者ではなく、本件オープンレターの発起人の一人であって加害者である旨の事実を摘示するものである旨主張する。しかし、本件投稿①に被告主張の事実摘示が含まれるとしても、そのことは、本件投稿①に前記認定に係る事実摘示が含まれることを否定するものではない。

また、被告は、前記のとおり認定した摘示事実につき、本件オープンレターに係る活動の是非を問題とするものにすぎず、受忍限度を超える原告の社会的評価の低下は生じない旨主張する。しかし、前記認定に係る摘示事実は、本件オープンレターに係る活動自体についての単なる批判にとどまらず、原告が呉座との和解の趣旨に反する行為に及んだとの印象を与えるものであるから、前記主張を採用することはできない。

(3) 違法性阻却等の成否

名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公



益を図る目的に出た場合において、摘示された事実の重要な部分の真実性が証明されたときは、前記行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、前記部分の真実性が証明されなくても、前記部分に係る真実相当性があるときは、前記行為には故意又は過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁参照、最高裁昭和56年（オ）第25号同58年10月20日第一小法廷判決・集民140号177頁参照）。

ア 被告は、本件投稿①につき、原告が本件オープンレターの発起人の一人であるという事実をもって、真実性立証の対象となる重要な部分であるとして、同事実の真実性が認められることから、違法性が阻却される旨主張する。

そこで、本件投稿①に至る経緯をみると、前記(1)エのとおり、被告は、呉座が国際日本文化研究センターの運営主体を被告とし、本件処分の不当性を主張して無期雇用契約上の地位確認訴訟を提起したことを見て、令和3年10月29日、「これ、呉座さんが日文研に勝訴したら北村とオープンレターの発起人共、そして署名した連中はどうするつもりなんですかね？（中略）やっぱりその手の「私の生きづらさ」系の人文系、要らないどころか社会にとって有害って思われても仕方ないですよね？？」とツイートした。このツイートは、呉座が勝訴して同人の原告に関するツイートを理由とする本件処分の不当性が認められれば、同ツイートを問題視して取り上げた原告をはじめとする本件オープンレターの発起人らは、社会にとって有害な存在と捉えられてもやむを得ないという趣旨のものである。

これに対する玉井のツイート（前記(1)エ）は、そもそも原告が呉座の言説の被害者であること及び呉座自らその言説が不当であったことは認めて

いることを指摘して、原告が本件オープンレターの発起人であることをもって社会に有害な存在と捉えられてもやむを得ないという被告の前記ツイートに対し、「こうまとめるのはラフ過ぎる。」、「ここで再度標的にされたら、北村さんは二次被害者。」などと反論するものである。

このように原告が本件オープンレターの発起人の一人であることを前提とした上で原告の被害者としての立場を強調する玉井のツイートに対し、被告は、再反論として本件投稿①をした（前記(1)エ）。この点に鑑みると、本件投稿①は、被告の前記ツイートを正当化するために、単に原告が本件オープンレターの発起人の一人であるという前記前提を述べるのみならず、本件オープンレターの公表が原告と呉座との和解後である旨を述べることによって、原告が和解の趣旨に反する行為に及んだとの印象を与える点に主眼が置かれたものということができる。

したがって、本件投稿①の掲示事実のうち、真実性立証の対象となる重要な部分は、原告が本件オープンレターの発起人の一人であるという事実ではなく、本件オープンレターの公表が原告と呉座との和解後であるという事実といえる。よって、被告の前記主張は、前提を欠く。

イ また、被告は、本件投稿①につき、真実性立証の対象となる重要な部分が、本件オープンレターの公表が原告と呉座との和解後であるという事実であったとしても、呉座は、令和3年3月20日に原告に謝罪して和解しているのであるから（乙61）、前記事実につき、真実性又は真実相当性が認められる旨主張する。

しかし、被告指摘に係る呉座の謝罪についてみると、呉座は、同日午前4時53分に、原告に対する一連の誹謗中傷等についてお詫びする旨ツイートしたが、原告は、同日午後9時10分に、呉座による謝罪の真意を疑う趣旨のツイートをした（前記(1)ア）。この事実に鑑みると、同日の時点においては、呉座が謝罪の趣旨のツイートをしたもの、原告は、同謝罪

の真意に疑問を呈しており、いまだ同謝罪を受け入れる意向を示していないことは明らかといえ、このような状況をもって原告と呉座との間で和解が成立したとは認め難い。

原告と呉座は、同年7月16日に和解に係る合意書を取り交わしており（前記①ウ）、両名間の和解はこのときに成立したものということができる。呉座がその3日後の同月19日、自身のブログにおいて原告宛ての謝罪文を掲載し、文中、「和解に応じてくださった北村様」と記載しているのは（前記①ウ）、その証左といえる。本件証拠上、同月16日より前に両名間の和解が成立したことは認められない。

したがって、原告と呉座とが和解したのは、同日であり、同年4月4日の本件オープンレターの公表（前記①イ）の後である。

よって、本件投稿①の摘示事実のうち、本件オープンレターの公表が原告と呉座との和解後であるという事実が真実ではないのは明らかであり、同事実に係る真実相当性を基礎付ける事実を認めるに足りる証拠もなく、被告の前記主張を採用することはできない。

(4) 小括

以上によれば、本件投稿①につき、名誉毀損の不法行為が成立する。

2 爭点2（本件投稿②に係る不法行為の成否）について

(1) 本件投稿②について

原告は、令和4年1月17日、「私、14日以降、今回の件がはじまってから初めて、完全に仕事を休みました。二次被害がひどくなりすぎて、何もしてないといきなり泣き出したりするようになったので。」とツイートした（甲24）。本件投稿②は、当該ツイートを受けて行われたものである。

(2) 名誉毀損の成否

ア 事実摘示による名誉毀損の成否

本件投稿②のうち、「和解した癖に正義ヅラして怨恨晴らそうとオープ

ンレター出しといて」という部分は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告が、呉座に対する怨恨を晴らす意図により、同人との和解後に和解の趣旨に反して大義名分を掲げた本件オープンレターを公表した旨の事実を摘示するものと認められ、前記1(2)と同様の理由により、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。また、前記1(3)のとおり、前記事実につき真実性及び真実相当性はいずれも認められない。

イ 意見論評による名誉毀損の成否

本件投稿②のうち、「色々と叩かれたら（中略）思わんのか?」という部分は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、前記アの摘示事実を前提として、原告が和解の趣旨に反して本件オープンレターを公表しておきながら、これを批判されると支持者に泣きついた事実を根拠として、こうした行動は恥すべきものである旨論評するものと認められる。このように、前記論評は、具体的根拠を伴うものであるところ、同根拠として挙げられている内容は、原告が、私怨のために呉座との和解の趣旨に反して本件オープンレターを公表するという行為に及んでいながら、同行為について批判されると、前記和解の趣旨に反した自身の非を顧みることなく自身の支持者に対して殊更に被害を受けた旨を訴えて同情、共感を求めるかのような印象を与えるものである。また、前記論評は、「ホンマ舐め腐つとる」、「社会的超強者の癖に気分はシンデレラか何か知らんがお嬢様気分でいやがる」という、明らかに原告に対する中傷、揶揄といえる表現を含んでいる。これらの諸点に鑑みれば、前記論評は、一般読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告の社会的評価を低下させるものということができる。そして、前記論評の前提となった前記アの摘示事実については、既述のとおり、その真実性及び真実相当性がいずれも認められない。

ウ 小括

以上によれば、本件投稿②につき、名誉毀損の不法行為が成立する。

なお、被告は、本件投稿②は一つの文章であり、これを細分化して部分ごとに評価することは許されない旨主張するが、事実を摘示しての名誉毀損と意見又は論評による名誉毀損とでは、不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかを区別することが必要である（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。そして、一つの文章中に、事実の摘示と意見又は論評の表明とが混在している場合は、それぞれを区別して検討すべきであるから、前記主張を採用することはできない。

また、被告は、本件投稿②につき、さほど不穏当な表現を用いるものではなく、原告に対する人身攻撃に及んでいない旨主張するが、独自の見解であり、採用することができない。

(3) 名誉感情侵害の成否

本件投稿②は、前記(2)イのとおり、明らかに原告に対する中傷、揶揄といえる表現を含み、「端的に恥ずかしいと思わんのか？」という罵倒で結語しており、その内容及び態様に照らし、社会通念上許される限度を超える侮辱によって原告の名誉感情を違法に侵害するものというべきである。

したがって、本件投稿②につき、名誉感情侵害の不法行為が成立する。

これに対し、被告は、名誉感情侵害による不法行為は、人格的評価に言及する表現行為であり、甚だしい侵害がある場合に限り成立する旨主張する。

しかし、前記の中傷、揶揄及び罵倒は、原告の人格的評価に言及するものに他ならない。また、社会通念上許される限度を超える侮辱については、不法行為として評価し、同侮辱を受けた者の被害回復が図られるべきである。

以上によれば、被告の前記主張を採用することはできない。

3 争点3（本件投稿③に係る不法行為の成否）について

(1) 本件投稿③について

被告は、令和4年1月17日、前記2(1)記載の同日になされた原告のツイート（甲24）のスクリーンショット画像を添付して、「プロられてるから見れないが、こんなスクショがTLに回ってきた。いやはや何が「二次加害」やねん。これはな、そんな小理屈唱えて泣いて済むようなことやないねんぞ。」とツイートした（乙71の2）。

池田は、同日、被告の前記ツイートを引用リツイートして、本件投稿③と同一内容の投稿をした（乙71の1）。

被告は、同月18日、池田の前記引用リツイートを単純リツイートして、本件投稿③を行った。

(2) 単純リツイートについて

前記(1)のとおり、被告が原告を批判するツイートをしたところ、池田が当該ツイートに賛同して本件投稿③と同一内容の引用リツイートを行い、これを受けて被告が当該引用リツイートを単純リツイートする形で、本件投稿③が行われている。以上の経緯に鑑みれば、本件投稿③は、被告が池田による前記引用リツイートと同一の内容を自らも投稿したものと評価することができる。したがって、本件投稿③について不法行為が成立するのであれば、被告は、同不法行為責任を負うものと考えられる。

(3) 名誉毀損の成否

ア 事実摘示による名誉毀損の成否

本件投稿③は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告が、呉座との和解後、和解の趣旨に反して本件オープンレターを公表した旨の事実を摘示するものであり、前記1(2)と同様の理由により、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。また、前記1(3)のとおり、当該事実につき真実性及び真実相当性はいずれも認められない。

イ 意見論評による名誉毀損の成否

本件投稿③は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告の性格が異常である旨論評するものと認められる。そして、当該論評は、呉座が鍵付きアカウントで原告を批判したところ、原告が、大騒ぎして呉座に提訴を通告したものの、前記批判が名誉毀損に該当しないことから、弁護士を代理人として呉座と和解し、その後、和解の趣旨に反して本件オープンレターを公表し、呉座を学界から追放しようとした事実を根拠としている。

前記論評は、具体的根拠を伴うものであるところ、根拠として挙げられている内容は、原告が自身の言動を批判する者を殊更に敵視して執拗に攻撃する人物であるかのような印象を与えるものといえる。この点に鑑みると、前記論評は、一般読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告の性格が異常である旨の印象を与えるものとして、原告の社会的評価を低下させるものということができる。

ウ 被告の主張について

(ア) 事実摘示及び論評について

被告は、本件投稿③は、本件オープンレターをめぐる問題は二次加害ではなく原告自身の行為の帰結である旨の事実摘示又は論評であり、原告が本件オープンレターの公表という評価の対象となる活動をしていること及び池田のツイートが速やかに削除された結果として本件投稿③も自動的に削除されたことなどに鑑みれば、本件投稿③による受忍限度を超える社会的評価の低下はない旨主張する。

しかし、本件投稿③に被告主張の事実摘示又は論評が含まれるとしても、そのことは、本件投稿③に前記ア及びイにおいてそれぞれ認定した事実摘示及び論評が含まれることを否定するものではない。そして、これらの事実摘示及び論評の内容に加え、ツイートはその性質上瞬時に少

なくともフォロワーたちに閲覧可能なものとなることに鑑みると、原告が本件オープンレターの公表に携わったこと及び本件投稿③が削除されたことを考慮しても、本件投稿③は、受忍限度を超えて原告の社会的評価を低下させるものといえる。

したがって、被告の前記主張を採用することはできない。

(イ) 違法性阻却等について

被告は、①原告が本件オープンレターを公表したという前提事実の重要な部分が真実である旨、②本件投稿③は表現方法も穏当であり、人身攻撃に及んでいない旨主張するが、前記ア及びイの説示に照らし、同主張を採用することはできない。

(4) 名誉感情侵害の成否

本件投稿③は、原告に対し、自身の言動を批判する者を殊更に敵視して執拗に攻撃する「異常性格」を有する者であるとの誹謗中傷をするものといえ、社会通念上許される限度を超える侮辱によって原告の名誉感情を違法に侵害するものというべきである。

これに対し、被告は、①名誉感情侵害は被侵害者個人の内心の問題だから、名誉感情侵害とされる表現を含むツイートが拡散して同表現に接する者が増加することによって侵害の程度が高まることはなく、単純リツイートである本件投稿③が原告の名誉感情を侵害することはない、②本件投稿③は、原告の見ていないところで行われており、この点からも原告の名誉感情を侵害することはない、③「異常性格」や「和解違反」との表現は、名誉感情侵害と評価し得ない旨主張する。

しかしながら、上記①の点については、同一内容の表現であっても、これが繰り返されることにより名誉感情侵害の程度は高まるものというべきであるから、単純リツイートであることをもって名誉感情侵害が成立しないということはできない。

上記②の点については、本件投稿③は、多数人の目に触れ得る被告のツイッターアカウントで行われており、原告が被告をブロックしていたとしても、本件投稿③が第三者を経由して原告の目に触れることがあり得る上、実際に原告の目に触れたからこそ、本件訴訟の請求原因とされているものである。

上記③の点については、その前提となる「異常」との表現は人格攻撃の意味を持たない旨の見解は、独自の見解というほかない。また、前記1(3)イのとおり、本件オープンレターの公表は、原告と呉座との和解前である以上、「和解違反」に該当しない。

以上によれば、被告の前記主張は、いずれも採用することができない。

(5) 小括

以上によれば、本件投稿③につき、名誉毀損及び名誉感情侵害の不法行為が成立する。

4 爭点4（本件投稿④に係る不法行為の成否）について

(1) 本件投稿④に係る経緯

前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件投稿④前後のツイート

ツイッターのアカウント名を「白饅頭（御田寺圭／光属性V t u b e r／バーチャルツイッタラー）」とする者（以下「白饅頭」という。）は、令和元年11月11日、「ツイッターはオーディエンスにウケなければならぬので、間違いを認めるようなことにインセンティブはない。北村はそもそも先行ブロックしまくっているので、批判のために反論しているんじゃないくて、フォロワーにウケたいからやっている。」と投稿した（甲4）。

被告は、同日午後6時38分、前記投稿を引用リツイートする形で本件投稿④を行った。

被告は、同日午後6時42分、「実際、北村さえぼう大センセを「賢い

…」とか「流石だ…」とか言いながら最善の相で見ようとする学者や院生らしき人物のツイートを何度見たことか…あれはつまり人文系の内輪向けアイドルなんですよね。しかし、あんなのを持ち上げてたら人文系自体が纏めて世の中から捨てられるだろうなと思います。」とツイートした（以下、当該ツイートを「本件投稿④後続ツイート」という。）（甲41）。

イ 本件投稿④後続ツイートの引用リツイート

本件投稿④後続ツイートを見たツイッター利用者は、令和元年11月11日、これに対する引用リツイートとして、「アカデミックサークルの姫を持ち上げても何の問題もない学術の世界を築いてきたので、なかなか崩すのは難しいですが、絶対に潰す意思を持って活動したいものですね。」と投稿した（甲43）。

また、本件投稿④後続ツイートを見た別のツイッター利用者は、同日、これに対する引用リツイートとして、「ああー、つまりあれか、オタサーの姫なんだ……」と投稿した（甲44）。

(2) 本件投稿④と本件投稿④後続ツイートとの関係

本件投稿④に係る不法行為の成否を検討する前提として、本件投稿④と本件投稿④後続ツイートとの関係につき検討する。

前記(1)アのとおり、本件投稿④後続ツイートは、本件投稿④のわずか4分後に行われたものであるところ、両者は、原告につき「北村さえぼう大センセ」との呼称を用い、原告が人文系で取り巻きにもてはやされており、そのような事態を問題視する旨を内容とする点において共通している。さらに、本件投稿④の文字数がツイッターにおける文字数制限の上限140字に近い139文字であること（前提事実(2)）、本件投稿④の末尾は「間に気が…」と一文が途切れたようにみえる体裁であること、本件投稿④と本件投稿④後続ツイートとの間に被告による他のツイートの存在はうかがわれないことに鑑みると、被告は、白饅頭のツイートを引用リツイートして自身の見解を示

す目的で本件投稿④をしたもの、上記文字数制限により途中で切らざるを得なかつたために、その続きとして本件投稿④後続ツイートをしたものとみるのが自然である。

以上によれば、本件投稿④と本件投稿④後続ツイートは一体の表現行為ということができ、本件投稿④に係る不法行為の成否を判断するに当たっては、本件投稿④後続ツイートの内容も考慮すべきである。

(3) 意見論評による名誉毀損の成否

ア 論評及び社会的評価の低下について

(ア) 論評について

本件投稿④は、まず、原告につき「あの人はきちんとした業績もまあまあ売れてる一般書もあるのに何でああもただ取り巻きに承認されたい欲求の塊なんだと思いますが」との記載により、原告につき、研究者としての業績もあり、一定の販売実績を上げている一般書も著していて、社会一般から相応の評価を受ける立場にありながら、専ら自身に同調する者に承認されたいという非常に強い欲求に捉われている旨を指摘するとともに、その理由について問題提起をしている。その上で、本件投稿④及びこれと一体の表現行為を成す本件投稿④後続ツイートは、「ああいう地味顔のフェミスターみたいな人は人文系ではチヤホヤされる、という間に気が...」、「あれはつまり人文系の内輪向けアイドルなんですね」、「あんなのを持ち上げてたら人文系自体が纏めて世の中から捨てられる」などと記載している。そうすると、本件投稿④及び同ツイートは、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告が専ら自身に同調する者に承認されたいという非常に強い承認欲求に捉われており、その原因は、原告が人文系内部でもてはやされて社会一般に通用しないような高い評価を受けていることにある旨論評するものと認められる。

(イ) 社会的評価の低下について

本件投稿④は、引用リツイートであるところ、リツイート元である白饅頭の投稿（前記(1)ア）は、ツイッターでは受け手に評価されることが重要であり、間違いを認める動機が生じにくい旨を指摘した上、原告は、自身に批判的な人物に対し、自ら反論する前にその人物のアカウントをブロックするという行動を何度もとっていることからも裏付けられるとおり、同人との議論のために反論をしているわけではなく、フォロワーからの評価を得るためにだけに反論を行っている旨述べるものである。そして、被告は、本件投稿④において、冒頭で自身も原告からブロックされている旨を述べた上、原告につき、「ただ取り巻きに承認されたい欲求の塊」と評している。以上によれば、本件投稿④においては、原告につき、専ら自身に同調する者に承認されたいという非常に強い承認欲求に捉われている旨の指摘が、原告が自身に批判的な人物に対しては自ら反論する前にその人物のアカウントをブロックするという行動を繰り返しているという具体的な根拠の指摘とともにに行われているといえる。

また、本件投稿④と一体の表現行為を成す本件投稿④後続ツイートにおいては「あれはつまり人文系の内輪向けアイドル」、「あんなのを持ち上げてたら人文系 자체が纏めて世の中から捨てられる」との表現により、人文系内部で原告を高く評価することが、およそ社会一般に通用しないことである旨が強調されている。

加えて、被告による本件投稿⑥の「シェイクスピア受容史研究は大英図書館の原資料とか読み込んでるっぽくて」は、人文系の素養をうかがわせる内容である。被告は、度々そのようなツイートをしてきたものと推認され、被告のツイートに触れる一般読者は、被告について人文系の事情に関する知見を備えているとの印象を抱くものと思料される。この点に鑑みると、本件投稿④と本件投稿④後続ツイートに係る前記(ア)の論

評は、そのような知見を踏まえてなされた見解として一般読者に受けとめられるものと考えられる。

以上の諸点に鑑みれば、前記論評は、一般の読者に対し、原告が人文系内部で社会一般に通用しないような高い評価を受けており、そのために、自身に対する批判には耳を傾けようとせず、専ら自身に同調する者に承認されたいという非常に強い承認欲求に捉われた独善的な人物である旨の印象を与えるものということができる。そのような論評は、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

イ 違法性阻却等について

前記(ア)の論評は、一般読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告が専ら自身に同調する者に承認されたいという非常に強い承認欲求に捉われている原因の考察に主眼を置くものといえる。この点に鑑みると、前記論評のうち、上記原因について原告が人文系内部でもてはやされて社会一般に通用しないような高い評価を受けていることがあるという部分が、重要な部分ということができる。本件投稿④後続ツイートの引用リツイート中に、「アカデミックサークルの姫を持ち上げても何の問題もない学術の世界を築いてきたので」、「オタサーの姫なんだ……」との各記載があるのは、その証左とみられる。

そして、本件投稿④後続ツイート中、「実際、北村さえぼう大センセを「賢い…」とか「流石だ…」とか言いながら最善の相で見ようとする学者や院生らしき人物のツイートを何度見たことか…あれはつまり人文系の内輪向けアイドルなんですよね。」との記載は、前記重要な部分の前提事実として、原告が学者や院生と思われる者たちから手放しの称賛を受けており、同称賛が人文系の内輪に限られることを示すものといえる。

本件証拠上、前記前提事実に係る真実性、真実相当性は認められない。

(4) 名誉感情侵害の成否

本件投稿④及びこれと表現行為として一体を成す本件投稿④後続ツイートは、原告につき「ただ取り巻きに承認されたい欲求の塊」であるとか、「あんなのを持ち上げてたら人文系自体が纏めて世の中から捨てられる」などと述べるものである。これらの表現はそれ自体、原告を貶める誹謗中傷というよりほかはなく、社会通念上許される限度を超える侮辱によって原告の名誉感情を違法に侵害するものというべきである。

(5) 小括

以上によれば、本件投稿④及びこれと表現行為として一体を成す本件投稿④後続ツイートにつき、名誉毀損及び名誉感情侵害の不法行為が成立する。

被告は、名誉毀損の不法行為に関し、①原告がその活動内容や人物に関する評価をある程度受容すべき立場にあること、本件投稿④は、被告の主觀的感想であること、承認欲求が強い人はいくらでもいることなどから、本件投稿④は、受容限度を超えて原告の社会的評価を低下させるものではない、②原告の承認欲求が強いという前提事実は真実であることなどから、本件投稿④の違法性が阻却される旨主張する。また、被告は、承認欲求が強いことは人間一般にみられる特徴であることなどから、その旨の指摘は名誉感情侵害とならない旨主張する。

しかし、前記(3)及び(4)の説示に加え、前記(3)ア(ア)の論評は、原告につき、単に他者から認められたいという一般的な承認欲求ではなく、専ら自身に同調する者に承認されたいという偏った承認欲求に捉われていたことを示すものであることに鑑みると、前記主張を採用することはできない。

5 爭点5（本件投稿⑤に係る不法行為の成否）について

(1) 意見論評による名誉毀損の成否

ア 社会的評価の低下について

本件投稿⑤は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告は

精神に異常を来しており、本来は痛烈な批判に値するが、実際には人文系の分野において不当に高い評価を受けている旨論評するものと認められる。そして、被告のツイートに触れる一般読者は、被告について人文系の事情に関する知見を備えているとの印象を抱くものと推認されるところ（前記4(3)ア(イ))、本件投稿⑤においては、原告と反対の見解を有する被告に対しては水面下で痛烈な批判が浴びせられているとの人文系の内部事情が具体的に挙げられており、これにより前記論評が補強されている（「肅学レベルの仕打ち」の表現につき、「肅学」という語は、一般になじみのない語であるが、一般読者は、本件投稿⑤の前後の文脈に鑑み、「痛烈な批判」と同様の意味に解するものと思料される。）。

以上によれば、前記論評は、一般読者に対し、原告が、本来は学界において痛烈な批判に値する人物であるにもかかわらず、人文系の分野において不当に高い評価を受けている旨の印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものというべきである。

イ 違法性阻却等について

本件投稿⑤は、「人社系大学人は本当にああいうのばかりに激甘で、逆にちょっとでも明確に右の人間にはクソ厳しいんだよな」との表現によれば、人文社会学系の大学においては、右翼的見解をもつとみられる人物に対する風当たりが非常に強く、他方、原告のように左翼的見解をもつとみられる人物は、痛烈な批判に値する言動も容認されるなど不当に厚遇されるとの前提事実を默示的に示すものといえる。

しかし、同前提事実については、真実性及び真実相当性のいずれも認められない。

ウ 被告の主張について

(ア) 社会的評価の低下について

被告は、本件投稿⑤のうち原告に関する部分は、原告に対しては業界

として批判が必要であるが業界は対応しないだろうという意見を述べるものであり、同意見は被告の感想にすぎないなどとして、本件投稿⑤が受忍限度を超えて原告の社会的評価を低下させるものではない旨主張するが、前記アの説示に照らし、同主張を採用することはできない。

(イ) 違法性阻却等について

被告は、本件投稿⑤にいう「気が狂った連中に」など原告に関する部分は、原告が令和元年10月に献血ポスターの図柄につきポリティカルコレクトネスを過度に強調する内容のツイートをして批判された事実を前提とするものであり、前提事実は真実である旨主張する。

しかし、被告指摘に係るツイート（乙41）は本件投稿⑤の4か月程度前に行われたものである上、当該ツイートが本件投稿⑤の前後で話題になっていたとも認め難く、本件投稿⑤が当該ツイートを前提事実とするものであるとは認められない。

(2) 名誉感情侵害の成否

本件投稿⑤は、原告を「気が狂った連中」などという侮辱的表現をもって誹謗中傷するものであるところ、社会通念上許される限度を超える侮辱によって原告の名誉感情を違法に侵害するものというべきである。

被告は、「気が狂った連中」という表現はポリティカルコレクトネスを過度に強調する者に対する不快感を表すものであり、原告が精神異常を来していることを指摘するものではないなどとして、本件投稿⑤が原告の名誉感情を違法に侵害するものではない旨主張するが、独自の見解といえ、採用できない。

(3) 小括

したがって、本件投稿⑤には名誉毀損及び名誉感情侵害の不法行為が成立する。

6 爭点6（本件投稿⑥に係る不法行為の成否）について

(1) 意見論評による名誉毀損の成否

ア 論評について

本件投稿⑥は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告のシェイクスピア受容史研究は大英図書館の資料を読み込むなどしてなされたまともそうなものにみえるが、原告の思考が強固に他罰的で異常であることからすれば、研究における考察も異常なものと考えられる旨論評するものと認められる。

イ 社会的評価の低下について

本件投稿⑥は、その冒頭において「シェイクスピア受容史研究は大英図書館の原資料とか読み込んでるっぽくてちゃんとしてそうなのがまた」と、原告が専門とするシェイクスピア研究（前提事実(1)）の業績につき、大英図書館の原資料を読み込むなどしてなされたという具体的根拠とともに、まともなもののであるとの肯定的評価を述べている。

そして、本件投稿⑥は、続いて、原告の思考が強固に他罰的であることを指摘した上で、そのような思考を有することを根拠として原告の研究における考察も異常なものと考えられる旨を述べている。

しかしながら、原告の思考が強固に他罰的であることについては、そのようにいえる根拠が挙げられていない。加えて、そのような思考は、通常、研究の評価の指標とされるものではなく、原告が上記思考を有することをもって原告の研究における考察も異常なものと考えられるというのは、論理にかなり飛躍があるのは明らかである。

これらの点に鑑みると、本件投稿⑥は、一般読者において、何ら具体的根拠のないままに原告の思考様式及び研究における考察結果につき否定的に評価する投稿者の私見を述べたにすぎないと受けとめられるものと推認される。そうすると、本件投稿⑥に係る前記アの論評は、原告の社会的評

価を低下させるものとはいえない。

原告は、上記論評につき、原告の研究者としての社会的評価及び原告の人格に対する客観的評価を低下させる旨主張するが、上記説示に照らし、同主張を採用することはできない。

(2) 名誉感情侵害の成否

本件投稿⑥は、「他罰性にハマリ切って狂って」いるという原告を貶める強い語調の表現を含んでおり、原告につき「気が狂った連中」と述べた本件投稿⑤のわずか23分後に行われたことにも鑑みると、原告を執拗に誹謗中傷するものといえる。そうすると、本件投稿⑥は、社会通念上許される限度を超える侮辱により、原告の名誉感情を違法に侵害するものというべきである。

これに対し、被告は、「他罰性にハマリ切って狂って」との表現は、原告が「男性皆殺し協会マニフェスト」なるものを紹介していた事実を踏まえて行われたものであり、違法な名誉感情侵害に当たらない旨主張する。

しかし、証拠（乙44、45）によれば、被告指摘に係る事実は、本件投稿⑥の約10年前である平成22年又は平成23年の出来事と認められる上、これが本件投稿⑥の前後で話題になっていたとは認め難いから、本件投稿⑥が前記事実を踏まえて行われたとは認められない。そもそも前記事実をもって、「他罰性にハマリ切って狂って」いるとの人を貶める苛烈な表現が許容されるということはできず、いずれにせよ被告の主張は採用することができない。

(3) 小括

したがって、本件投稿⑥には名誉毀損の不法行為は成立しないが、名誉感情侵害の不法行為は成立する。

7 爭点7（本件投稿⑦に係る不法行為の成否）について

(1) 意見論評による名誉毀損の成否

原告は、本件投稿⑦につき、一般読者をして、原告は通常使わない表現を用いて公然と罵倒されるほど最低評価の学者であるとの印象を抱かせるものであり、原告の社会的評価を低下させる旨主張する。

しかし、本件投稿⑦は、原告を「こいつクソやな」、「うんこ学者」と評するものであるが、その根拠は特に示されていない上、その内容も下品な罵詈雑言の類にすぎない。そうすると、本件投稿⑦は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、投稿者の原告に対する一方的な罵詈雑言であり、原告主張のような印象を抱かせるものとはいえず、原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。

(2) 名誉感情侵害の成否

本件投稿⑦は、「こいつクソやな」、「うんこ学者」と原告を排せつ物呼ばわりする下品な表現をもって罵倒するものであり、社会通念上許される限度を超える侮辱によって原告の名誉感情を違法に侵害するものというべきである。

被告は、上記表現につき、強い不快感を表明したものにすぎないなどとして原告の名誉感情を侵害するものではない旨を主張するが、独自の見解であり、採用できない。

(3) 小括

したがって、本件投稿⑦には名誉毀損の不法行為は成立しないが、名誉感情侵害の不法行為が成立する。

8 爭点8（本件投稿⑧に係る不法行為の成否）について

(1) 名誉感情侵害の成否

本件投稿⑧は、原告の著作を購入したのでこれから読む旨の文章とともに、これに向かって中指を立てるしぐさの写真を投稿したものである。同しぐさ

は、強い侮蔑の意を表すものといえる。また、同しぐさは、前記著作のみならず、その著者である原告自身にも向けられたものとみるのが自然である。

以上に鑑みると、本件投稿⑧は、社会通念上許される限度を超える侮辱であり、原告の名誉感情を違法に侵害するものというべきである。

これに対し、被告は、前記しぐさは、日本においては外国人のジェスチャーをまねた冗談の一種と捉えられるものである、本件投稿⑧は被告が原告から送付された内容証明郵便のために甲南大学との契約を不更新とされたことなどについての抗議の表明であるなどと主張する。

しかし、前記しぐさは、日本においても、相手に強い不快感を与える非常に失礼な振る舞いとして知られている。また、たとえ本件投稿⑧が前記抗議の表明であるとしても、それは前記しぐさを含む本件投稿⑧を正当化するものとはいえない。

(2) 小括

したがって、本件投稿⑧には名誉感情侵害の不法行為が成立する。

9 爭点9（本件投稿⑨に係る不法行為の成否）について

(1) 本件投稿⑨について

ツイッターのアカウント名を「西住みほ（はぎわらゆきほ）」とする者（以下「西住」という。）は、令和4年1月19日、本件投稿②を引用リツイートする方法で、「さえぼうセンセは今まで三十ウン年それでやってきたんだし、今さら変えられねンだな」との文章とともに、「卑怯者が！生きてて恥ずかしくないのかよ！」との文章が組み込まれた画像（別紙4）をツイートした（甲9）。

被告は、令和4年1月20日、前記ツイートを単純リツイートする形で本件投稿⑨を行った。

(2) 単純リツイートについて

前記(1)のとおり、西住が被告の本件投稿②に賛同して本件投稿⑨と同一内

容の引用リツイートを行い、これを受けた被告が同引用リツイートを単純リツイートする形で、本件投稿⑨を行った。以上の経緯に鑑みれば、本件投稿⑨は、被告が西住による前記引用リツイートと同一の内容を自らも投稿したものと評価することができる。したがって、本件投稿⑨について不法行為が成立するのであれば、被告は、同不法行為責任を負うものと考えられる。

(3) 名誉感情侵害の成否

前記(1)の経緯に鑑みれば、本件投稿⑨の添付画像における「卑怯者が！生きてて恥ずかしくないのかよ！」という文章は、本件投稿②における「端的に恥ずかしいと思わんのか？」などという表現に賛同する趣旨で組み込まれたものであり、被告も前記文章に賛同する趣旨で本件投稿⑨を単純リツイートしたものと認められる。そうすると、本件投稿⑨は、原告に対し、卑怯者であり、生存していること自体を恥すべきである旨指摘するものと認められるところ、社会通念上許される限度を超える侮辱によって、原告の名誉感情を違法に侵害するものというべきである。

これに対し、被告は、①前記文章は、和解後に本件オープンレターを公表しておきながら批判されるや被害者のように振る舞うのは恥ずかしいことである旨の感想を示すものにすぎず、②うち「生きてて恥ずかしくないのかよ！」との表現は日常生活でも普通に用いられる曖昧な表現であるなどとして名誉感情侵害に当たらない旨主張するが、上記①については前記1(3)イのとおり原告と異座との和解は本件オープンレター公表後になされたものであって前提に誤りがあり、上記②については独自の見解というほかなく、採用することができない。

(4) 小括

以上によれば、本件投稿⑨につき、名誉感情侵害の不法行為が成立する。

10 争点10（本件投稿⑩及び⑪に係る不法行為の成否）について

(1) 本件投稿⑩及び⑪に係る経緯

前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件投稿⑩に至る経緯

平成30年3月1日に発行された「ユリイカ」と題する雑誌の第50巻第4号には、原告の「不条理にキラキラのポストモダン『マリー・アン・トワネット』が描いたもの、描かなかったもの」と題する論考が掲載されており、同論考には、「日本語で「歴史修正主義」というと、ホロコースト否定論など歴史上の出来事を政治的意図のもとに歪める動きを指すことが多いが、歴史修正主義というのは本来、新史料の発掘や再解釈によってそれまでの歴史観の刷新をはかる、健全な歴史学の営みを指す言葉だった。」との記載があった（甲77）。また、令和4年6月30日に発行された「お嬢さんと嘘と男たちのデス・ロード ジェンダー・フェミニズム批評入門」と題する原告の著作には、前記論考が再掲された（甲78）。

イ 本件投稿⑩から⑪に至る経緯

被告が令和5年2月25日に本件投稿⑩を行ったところ、池内恵は、同日、これに対する引用リツイートとして、「これは本当に呆れる。何人の人文系の卑怯さをまた見てしまった。考えが浅くそして卑怯。」と投稿した（甲72）。また、被告は、同日、当該投稿に対する引用リツイートとして、「Twitterの人文系学者、「歴史修正主義」のお話でもみんな御勉強した知恵をいっぱい奮ってまで、さえぼうに対する忖度が凄いですね。そりや、あんだけ署名集めちゃう訳です。ムラの中では人気が大変におありで大変宜しいことです。」と投稿した（甲73）。さらに、白饅頭は、同日、当該投稿に対する引用リツイートとして、「裁判でヤバくなりそうだから今のうちに逃げ道作ってる感じかな？」などと投稿し、被告は、同日、当該投稿に対する引用リツイートとして、本件投稿⑪を行つ

た（甲68、74）。

(2) 本件投稿⑩に係る名誉毀損の成否

ア 社会的評価の低下について

原告は、本件投稿⑩につき、①原告において、本件オープンレターで異座を非難する際には「歴史修正主義」という用語を否定的意味に用いておりながら、その後、自身の関連する裁判を有利にする目的で、当該用語の解釈を価値中立的意味に変更した旨の事実を摘示するものである、②また、前記摘示事実を前提として、原告は学匪（学問や知識を用いて民心を惑わし社会に悪影響を及ぼす学者等）であり曲学阿世（真理を曲げて世の人の気に入るような説を唱えること）である旨論評するものである、として、原告の社会的評価を低下させる旨主張する。

前記①の点に関し、本件投稿⑩は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告が、「歴史修正主義」という用語につき、本件オープンレターでは否定的意味で用いていたにもかかわらず、その後、英語圏では元々価値中立的意味であった旨論じた旨の事実を摘示するものである。

前記事実の摘示に関し、ある用語の本来的意味が時代とともに変容することは珍しくなく、当該用語を本来的意味と異なる用法で用いることや当該用語の現在的用法が本来的意味と異なる旨論ずること自体は、人文学部の教授を務める研究者という原告の立場においても、必ずしも低い評価を招くものとはいえない。そうすると、前記事実の摘示のみによって原告の社会的評価が低下する又はそのおそれがあるとまではいえない。

前記②の点に関し、「学匪」、「曲学阿世」は、文脈から、学者としての原告に対する批判的評価を示す趣旨であることは推測し得るもの、いずれも一般に使用される用語ではなく、一般の読者の大半がその正確な意味を理解しないものと考えられる。

この点に鑑みると「学匪、曲学阿世とは正にのこと。」という本件投

稿⑩は、論評としても原告の社会的評価を低下させるものとはいひ難い。

イ 小括

以上によれば、本件投稿⑩につき、名誉毀損の不法行為は成立しない。

(3) 本件投稿⑪に係る名誉毀損の成否

ア 事実摘示及び社会的評価の低下について

本件投稿⑪は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告が、自身の裁判を有利にする目的で、「歴史修正主義」という用語の解釈を変更した旨の事実を摘示するものと認められる。そして、当該事実は、一般読者に対して、学者である原告が私利私欲のために学術用語を歪曲したという印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

被告は、自身の関連する裁判が有利になるよう用語の解釈を変えることは、人間として合理的な行動であるから、本件投稿⑪は原告の社会的評価を低下させるものではない旨主張するが、独自の見解であり、採用することができない。

イ 違法性阻却等について

被告は、①原告が本件オープンレター公表後に「歴史修正主義」という用語の解釈を変更したのは真実である、②自身の関連する裁判を有利にする目的は、論評に当たり、その前提事実は、原告において裁判が不利な状況に感じたことであり真実である旨主張する。

前記①の点に関し、被告が原告による前記用語の解釈変更の根拠として指摘する本件オープンレター公表前に出された原告の論考は、前記用語につき、現在は、歴史上の出来事を政治的意図のもとに歪める動きという意味で用いられることが多いものの、本来は、新史料の発掘等によってそれまでの歴史観の刷新を図る健全な歴史学の営みを意味していた旨論ずるものであり（前記(1)）、その論旨は、前記用語の現在の用法が本来の用法

と異なるという点にある。そして、本件オープンレターにおいては、前記用語が前記の現在の用法で用いられているが、そのこと自体は、前記論旨と何ら矛盾するものではない。そうすると、前記論考の存在を理由として、原告が本件オープンレター公表前後で前記用語の解釈を変更したとは認められない。以上のほか、被告主張の解釈変更に係る事実が真実であることを認めるに足りる証拠はなく、その真実相当性を基礎付ける事実を認めるに足りる証拠もない。

前記②の点に関し、被告主張に係る原告において裁判が不利な状況に感じたことについては、真実性及び真実相当性を認めるに足りる証拠はない。

ウ 小括

以上によれば、本件投稿⑪につき、名誉毀損の不法行為が成立する。

1.1 争点1.1（損害額）について

既述のとおり、本件投稿①から⑨及び⑪につきいずれも名誉毀損若しくは名誉感情侵害又はその双方の不法行為が成立するところ、令和元年から令和5年にかけて行われた前記各投稿を通じ、被告の原告に対する悪質な誹謗中傷が執拗に繰り返されている。一面識もない被告から前記のような誹謗中傷を受け続けたこと自体（原告本人）、原告にかなりの精神的苦痛をもたらしたものと推認することができる。

さらに、被告のツイッターアカウントには1万人を超える多くのフォロワーがあり（甲28、52）、前記各投稿は不特定多数人の目に触れたものと認められる上、実際に同調する投稿が複数行われている（前記4(1)イ、10(1)イ）。加えて、被告は、本件訴訟に対応するための支援金をツイッターで募り、約450万円を集めてその旨を公表した（甲63、83）。原告を貶める前記各投稿がこのように広く伝播して同調する投稿が現れ、しかも被告が前記のとおり本件訴訟のために公然といわゆるカンパを募ることは、同調者をあおるものと



いえる。これらは、原告の慰謝料増額事由として評価すべきである。

以上のほか、前記各投稿の内容その他の本件で現れた一切の事情に鑑みれば、前記各投稿による精神的苦痛に係る慰謝料は、200万円と認めるのが相当である。また、本件訴訟の難易等に照らし、前記各投稿と因果関係のある弁護士費用として20万円を相当と認める。

第4 結論

よって、原告の請求は主文第1項掲記の限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第5部

裁判官

門
関

泰
士

關

泰
士

裁判官

鷺
尾

透
弥

鷺

尾

透

弥

裁判長裁判官鈴木わかなは、転補につき署名押印することができない。

裁判官

門
関

泰
士

關

泰
士

≡ 女性差別的な文化を脱するために

Home 声 お知らせ



オープンレター

女性差別的な文化 を脱するために

研究・教育・言論・メディアにかかわるすべての人へ

先日、著名な日本史研究者である呉座勇一氏が、大河ドラマの時代考証から降板したことが報じられました。原因となったのは、呉座氏がツイッターの非公開アカウントで過去数年にわたって一人の女性研究者（このレターの差出人の一人である北村紗衣）に中傷を続けていたこと、また他の多くの女性への中傷を含む性差別的な発言を続けていたことが明るみに出たことでした。これによって、呉座氏は所属先である国際日本文化研究センターから厳重注意を受けています。

このオープンレターは、この問題について背景にある仕組みをより深く考え、同様の問題が繰り返されぬよう行動することを、広く研究・教育・言論・メディアにかかわる人びとに呼びかけるものです。

私たちは、呉座氏のおこなってきた数々の中傷と差別的発言について当然ながら大変悪質なものであると考えますが、同時に、この問題の原因は呉座氏個人の資質に帰せられるべきものではないとも考えています。

呉座氏の発言の中には、単なる「独り言」としてではなく、フォロワーたちとのあいだで交わされる「会話」やパターン化された「かけあい」の中で産出されたものが多くありました。たとえば誰かが、性差別的な表現に対して声を上げることを「行き過ぎたフェミニズムの主張」であるかのように戯画化して批判すると、別の誰かが「○○さんの悪口はやめろ」とリプライすることができます。こうしたやりとりは、当該個人を貶めるために、「戯画化された主張を特定個人と結びつける」手法としてパターン化されています。そこには、中傷や差別的発言を、「お決まりの遊び」として仲間うちで楽しむ文化が存在していました。実際には、呉座氏の発言は大きな影響力を持っており、この「仲間うちの遊び」は3000人以上のフォロワーの目に見える形でおこなわれていたものでした。つまりその「遊び」の文化は、中傷や差別的発言をいわば公衆の面前でおこなわせてしまうものであり、そのことが今回の問題の背景にあると

日本語圏では以前から、ライターを中心とした議論において、往往に反対する女性の発言を戲画化し揶揄すると同時に、男性のほうこそ被害者であると反発するためのコミュニケーション様式が見られました。たとえば性差別的な表現に対する女性たちからの批判を「お気持ち」と揶揄するのはその典型です。今回明らかになった吳座氏の発言も、大なり小なりそうしたコミュニケーション様式の影響を受けていたと考えられます。そこでは、差別をめぐる問題提起や議論が容易にからかいの対象となるばかりでなく、場合によっては特定の女性個人に対する攻撃までおこなわれる一方で、自分たちこそが被害者であるという認識によってそうした振る舞いが正当化され、こうした問題点を認識することが難しくなります。これにより、差別的な言動へのハードルが極めて低くなってしまうという特徴があるのです。

このような、マジョリティからマイノリティへの攻撃のハードルを下げるコミュニケーション様式は、性差別のみならず、在日コリアンへの差別的言動やそれと関連した日本軍「慰安婦」問題をめぐる歴史修正主義言説、あるいは最近ではトランスジェンダーの人びとへの差別的言動などにおいても同様によく見られるものです。吳座氏自身が、専門家として公的には歴史修正主義を批判しつつ、非公開アカウントにおいてはそれに同調するかのような振る舞いをしていたことからも、こうしたコミュニケーション様式の影響力の強さを想像することができるでしょう。

他方で今回の一件は、日本のアカデミア、言論業界、メディア業界に根強く残る男性中心主義、すなわち中傷や差別的言動によって女性の正当な参加が困難になっていると同時に、そのことへの抗議に対しては強い「公正さ」が求められるような仕組みのあらわれでもあると私たちは考えます。

吳座氏とともに中傷や差別的発言をおこない、あるいはこうした発言に同調していた人びとの中には、教育・研究やメディアにかかわる人びとが何人もいました。吳座氏が何年にもわたってこうした発言を続けることができた背景には、これらの人びとには彼の発言をたしなめようとする感覚がなかった、むしろそれを是認し時に一緒に楽しむような空気があった、という重い事実があります。

それを考えれば、吳座氏の中傷発言を、いち個人の行き過ぎた発言であり氏と中傷された女性研究者とのあいだで解決すべき個人的な問題である、と主張することには大きな問題があります。それは、アカデミアや言論界、メディア業界におけるこのような男性中心主義を見逃してしまうことになるからです。

同様に、吳座氏の一方的な中傷とそれに対する抗議とがあたかも適正な「議論」「論争」であるかのように扱おうとすることもまた、アカデミアの無自覚な男性中心主義のあらわれだと言えるでしょう。女性研究者への中傷を多くの男性同僚たちが見逃しているような性差別的な状況によって女性研究者たちはしばしば公正で冷静な学術的「議論」「論争」を阻まれてきました。中傷それ自体を「議論」の一環であるかのように扱うことは、そのような中傷が「議論」を成立させない効果をうんできた事實を、隠蔽してしまいます。

要するに、ネット上のコミュニケーション様式と、アカデミアや言論、メディア業界の双方にある男性中心主義文化が結びつき、それによって差別的言動への抵抗感が麻痺させられる仕組みがあつたことが、今回の一件をうんだと私たちは考えています。吳座氏は謝罪し処分を受けることになりましたが、彼と「遊び」彼を「煽っていた」人びとはその責任を問われることなく同様の活動を続け、そこから利益を得ているケースもあります。このような仕組みが残る限り、また同じことが別の誰かによって繰り返されるでしょう。

以上により、私たちは、研究・教育・言論・メディアにかかわる者として、同じ営みにかかわるすべての人々に向け、中傷や差別的言動を生み出す文化から距離を取ることを呼びかけます。

けたら「傍観者にならない」というのは少し積極的な選択によるでしょう。中傷や差別を楽しむ者に向かってでは仕事をしない、というさらに積極的な選択もありうるかもしれません。何らかの形で「距離を取る」ことを多くの人が表明し実践することで、公的空間において個人を中傷したり差別的言動をおこなつたりすれば強い非難の対象となり社会的責任を問われるという、当たり前のことを思い出さなければなりません。

このような呼びかけに対しては、発言の萎縮を招き言論の自由を脅かすものであるという懸念を持つ方もいるかもしれません。近年では、こうした懸念は「キャンセル・カルチャー」なるものへの警鐘という形で表明されることがあります。すなわち、問題ある発言をした人物が「進歩的な」人びとによる「過度な」批判に曝され責任を追及されることが、非寛容と分断を促進するという懸念です。

しかしながら、こうした懸念が表明される際にしばしば忘れられているのは、「問題ある発言」が生じてくる背景に差別的な社会の現実があるということです。差別を受ける側のマイノリティにとって、多くの言論空間はそもそも自分にとって敵対的な、安心して発言できない場所であり、いわば最初から「キャンセル」されているような不均衡な状況があります。

私たちは、政治的対立のある事柄について人びとが発言することを抑制したいのではありません。そうではなく、被差別力テゴリーに属する人びとを貶め気軽に個人を中傷することを可能にしている文化こそ、むしろ言論の自由を脅かし、ひいてはマイノリティの生を脅かしているということに注意を促したいのです。

また私たちは、中傷や差別的発言とそうでない発言との境界が時に明瞭ではないことも理解しています。しかし、事実として両者のあいだに明確な線が引けない場合があることは、その概念的区別を求めることが無意味であることを意味しません。むしろ明確な線が引けない場合があるからこそ、言動に注意を払うことが重要な意味を持つのだと考えます。

中傷や差別的言動を生み出す文化を拒絶し批判することで、誰もが参加できる自由な言論空間を作りましょう。

2021年4月4日

隠岐さや香	名古屋大学大学院教授
小木田順子	編集者
金田淳子	やおい・ボーイズラブ研究家
北村紗衣	武藏大学准教授
木本早耶	出版社勤務
河野真太郎	専修大学教授
小林えみ	よはく舎
小宮友根	東北学院大学准教授
清水晶子	東京大学大学院教授
関戸詳子	勁草書房
津田大介	ジャーナリスト／メディア・アクティビスト
橋本晶子	勁草書房
松尾亜紀子	エトセトラブックス
三木那由他	大阪大学講師

別紙2 投稿記事目録

	日時	投稿文言	添付画像
①	令和3年11月3日 午後3時09分	いや、北村氏自身がかの（呉座氏の処分の原因になったとされる）オープントレーラーの発起人の一人（これは和解後に出しています）なんです。	なし
②	令和4年1月19日 午後1時14分	和解した癖に正義ヅラして怨恨晴らそうとオープントレーラー出しといで、色々と叩かれたら「仕事休んだ、怖くて泣いちゃいそう」で支持者に泣き付き紅衛兵煽るの、ホンマ舐め腐つとるやろ。社会的超強者の癖に気分はシンデレラか何か知らんがお嬢様気分でいやがるの、端的に恥ずかしいと思わんのか？	なし
③	令和4年1月18日 午前11時49分	この問題の根本原因は、北村紗衣の異常性格。鍵アカで批判されただけの話を大騒ぎし、訴訟を起こすと呉座さんに通告したが、名誉毀損に該当しないので、弁護士を入れて和解した。その後で、自分が発起人になって彼を学界から追放しろという「オープントレーラー」を出した。これは和解違反だ。	なし
④	令和元年11月11日	例に洩れず北村さえぼう大センセにブロックされてる私から見てる	なし

	午後 6 時 38 分	と、あの人はきちんとした業績もまあまあ売れてる一般書もあるのに何でああもただ取り巻きに承認されたい欲求の塊なんだと思いますが、まあ、ああいう地味顔のフェミスターみたいな人は人文系ではチヤホヤされるので、という間に気が…	
⑤	令和 2 年 2 月 14 日 午前 10 時 38 分	北村さえぼうみたいな気が狂った連中に関しては業界として「肅学」レベルの痛烈なる批判が是非共必要だと思うのだが、人社系大学人は本当にああいうのばかりに激甘で、逆にちょっとでも明確に右の人間にはクソ厳しいんだよな(現にこちらは水面下で「肅学」レベルの仕打ちがなされている)。	なし
⑥	令和 2 年 2 月 14 日 午前 11 時 01 分	北村さえぼう、さっきも書いたがシェイクスピア受容史研究は大英図書館の原資料とか読み込んでるっぽくてちゃんとしてそうなのがまた……あんだけ頭が『ミサンドリー』という名のミソジニー』というか他罰性にハマり切って狂ってたら考察の方はやっぱり狂ってそうだが。	なし
⑦	令和 3 年 3 月 27 日 午後 5 時 06 分	北村さえぼう、小宮友根など、Twitter でこいつクソやなと思うポリコ	なし

		レリベサヨうんこ学者の本を読んでみる会というのをやってみたいな。	
⑧	令和4年1月20日 午後4時36分	買わせて頂きました!!!!拝読させて頂きます!!!!	原告の著作である「批評の教室」に向けて左手の中指を立てている写真の画像
⑨	令和4年1月20日 午前0時23分	さえぼうセンセは今まで三十ウン年それでやってきたんだし、今さら変えられねンだな	「卑怯者が！生きてて恥ずかしくないのかよ！」という文字が組み込まれた写真の画像
⑩	令和5年2月25日 午前0時24分	歴史修正主義の話、正直無茶苦茶腹立ってますわ。日本語圏の(Historical negationismに対応する)ネガティブな意味での「歴史修正主義」でオープンレター掲げといて、後から、元々の英語圏では「Historical revisionism」は価値中立ですよ、だと？学匪、曲学阿世とは正にこのこと。	なし
⑪	令和5年2月25日 午後9時00分	裁判がヤバいから、「歴史修正主義」というのは本来、新史料の発掘や再解釈によってこれまでの歴史観の刷新を図る、健全な歴史学の営みを	なし

	<p>指す言葉だった」と自著に北村は書いたんでしょうね。普通に無理があるし、お前今まで人をさんざん歴史修正主義者呼ばわりし罵倒したのを忘れたんか?と言いたいす。</p>	
--	--	--



← ツイート

甲第 8 号証

Q キーワード検索

ホーム

話題を検索

通知

メッセージ

ブックマーク

リスト

プロフィール

もっと見る

ツイートする

雁琳（がんりん）
@ganrim_

買わせて頂きました!!!! 拝読させて頂きます!!!!



午後4:36 · 2022年1月20日 · Twitter for iPhone

52 件のリツイート 131 件の引用ツイート 191 件のいいね

関連性の高いアカウント

雁琳（がんりん）
@ganrim_
"Public Enemy"
親民社(shinnins
YouTubeチャンネル
youtube.com/channel
捨てを amzn.asia/

いまだどうしてる？

COVID-19・ライブ
新型コロナウイルスからの基本情報#今日からバレンタインシ
1等、前後賞合せで3億
ボックス本日発売！ミニ
宝くじ公式アカウントによ馬術・競馬・トレンド
生活保護
19,099件のツイートラーメン・トレンド
丸源ラーメン
1,076件のツイート朝日新聞デジタル ● 3F
就活やめた一橋大生、夜
た新たな「社交場」に描

さらに表示

利用規約 プライバシーポリ
アクセシビリティ 広告情報
© 2022 Twitter, Inc.

2022/02/15 22:55

(6) 雁琳（がんりん）さんはTwitterを使っています FRT @iced_yukiho: さえぼうセンセは今まで三十ウン年それでやってき...



ホーム

話題を検索

通知

メッセージ

ブックマーク

リスト

プロフィール

もっと見る

ツイートする

← ツイート

雁琳（がんりん）さんがリツイート
西住みほ(はぎわらゆきほ)
@iced_yukiho

さえぼうセンセは今まで三十ウン年それでやってきたんだし、今さら変えられねンだな



卑怯者が！生きてて恥ずかしくないのかよ！

雁琳（がんりん） @ganrim_ · 1月19日

和解した癖に正義ヅラして怨恨晴らそうとオープンレター出しといで、色々と叩かれたら「仕事休んだ、怖くて泣いちゃいそう」で支持者に泣き付き紅衛兵煽るの、ホンマ舐め腐つってるやろ。社会的超強者の癖に気分はシンデレラか何か知らんがお嬢様気分でいやがるの、端的に恥ずかしいと思わんのか？

午後11:49 · 2022年1月19日 · Twitter for iPhone

15件のリツイート 25件のいいね

甲第

9

号証

Q キーワード検索

関連性の高いアカウント



雁琳（がんりん）
@ganrim_
"Public Enemy"
親民社(shinnins
YouTubeチャンネル
youtube.com/channel
を amzn.asia/



西住みほ(はぎわら
@iced_yukiho
戦車とアイドル

いまどうしてる？

Beijing 2022・ライブ
渡部曉斗選手がノルディ
合個人ラージヒルで銅メ
京オリンピック
トレンドトピック: 銅メダル

#センタク

パナソニック×[Alexander
CM公開！新生活を応援す
[Panasonic Japan] 公式/

エンターテインメント・トレ
水道橋博士
19,210件のツイート

日本のトレンド
キャバクラ幕府
1,603件のツイート

エンターテインメント・1時
TBS系『天才vs大群』2回
トレンドトピック: #天才vs大

—

これは正本である。

令和6年4月17日

東京地方裁判所民事第5部

裁判所書記官 尾山雄次

